

身体拘束の廃止について

令和2年1月1日

介護保険制度では、介護保険施設等でのサービス提供にあたり、緊急やむを得ぬ場合を除いて身体拘束の行動を制限する行為（身体拘束）が禁止されています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の身体機能を低下させ、人間としての尊厳を侵すなど、高齢者の QOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。

介護保険施設等では、緊急やむを得ない場合について、適切な手続きのもとで慎重に判断し、容態、時間、利用者の心身状況等を適切に記録することが制度上決められています。

「緊急やむを得ない場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められていますが、次の 3 つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

3つの要件

1. 「切迫性」…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
（説明）身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことが判断の基準になります。
2. 「非代替性」…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
（説明）いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護する方法の可能性を全て検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替方法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要があります。
また、拘束の方法自体、本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければなりません。
3. 「一時性」…身体拘束その他の行動制限が一時的なものである
（説明）本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

当施設におきましても、自傷行為や他の入所者に危害を加える行為の見られる場合を除いて身体拘束は行いません。しかし、身体拘束を行わないことにより、全国的に転倒による骨折が増えていること、また身体拘束を必要とする入所者様につきましては、本来在宅復帰を目的とした介護老人福祉施設の入所者としては適さず、早期に適切な医療あるいは介護施設への退所を指導させていただきますことを、予めご了承ください。

社会福祉法人葵新生会
特別養護老人ホームベル
施設長